

參議院社會勞働委員會會議錄第十八号
第二十八回 会

昭和三十三年四月一日(火曜日)午前十時四十四分開会

衆議院議員

中山
マサ君

補欠として片岡文重君が選任されました。三月三十一日付をもつて紅嶋みづか君が辞任され、その補欠として高野一夫君が選任されました。

引き上げたものであります

以上が改正案の大要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げま

三月二十八日委員片岡文重君辞任につ
き

き、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事
阿真根
登君

委員

有馬	鈴木	萬平君	英二君
獅原	高野	一夫君	寧二君
谷口	赤三郎君		
横山		フタ君	
片岡	文重君		
藤田	藤太郎君		
松澤	靖介君		
山本	經勝君		
山村	文吉君		
竹中	恒夫君		

○衛生検査技師法案(衆議院提出)
○予防接種法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿久根登君) ただいまから
委員会を開きます。

委員の移動を報告いたします。

三月二十八日付をもつて片岡文重君
が辞任され、その補欠として小林孝平
君が選任されました。三月二十九日付
をもつて小林孝平君が辞任され、その

本日の会議に付した案件

- 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 角膜移植に関する法律案(衆議院提出)(第二十七回国会総綱)
(内閣提出、衆議院送付)
- 衛生検査技師法案(衆議院提出)
- 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

母子家庭や父母のない児童に対し、生業資金、修学資金、修業資金等八種類の資金を貸し付け、その経済的自立の助成をはかることを目的としているものであります。昭和二十八年四月この法律の施行以来昭和三十二年十一月末現在までに、都道府県が母子家庭等に貸し付けました金額は約四十八億円に達しております。我が国における母子福祉対策に多大の寄与をいたしているのであります。

すと、知識、技能を習得している途中でありましても、それ以後は貸付が打ち切られることになっておりますので、修業資金の貸付期間の限度とされている二年以内の範囲内におきましては、二十才に達した後においても継続貸付ができることとしたものであります。改正の第四点は、都道府県は、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かないで、貸付金の貸付けを決定し得る道を開いたことであり

の三分の一を占め、その対策が久しく要望されております実情にかんがみ、このたび家庭内で養育できる未熟児に対し保健所職員による訪問指導を行ひ、また、入院を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行うこととし、一貫した未熟児の養育対策を確立することとしたものであります。

改正の第二点は、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲することとしたこと

今回の改正の第一点は、生業資金の貸付金額の限度を五万円から十万円に引き上げたことであります。すなわち、現行の五万円をもってしては、それによつて開始し得る事業の範囲がおのずから限られ、母子家庭の経済的自立をはかることが期待できない場合が少くありませんので、これを十万円に

ます。これは、生業資金、事業継続資金、住宅補修資金等につきましては、その資金の性質上早急な貸付を必要とする場合が少くないからであります。

改正の第五点は、違約金の割合を他の貸付金や公租公課の延滞金等の場合と同様に、日歩四銭から三銭に引き下げたものであります。

であります。すなわち、児童福祉法に規定する母子手帳の交付、妊娠婦等に対する保健指導の勧奨、乳幼児に対する健康診査の施行等の都道府県知事の権限を、保健所を設置する市におきましては、市長に移譲することにより、行政の効率化と母子衛生の向上及び増進をはかることとしたものであり

てするというような事柄はいろいろで、これを業と見るならば、この業は利益が伴わない業であるという考え方で、ある奉仕団のとき、あるいは社会サービスをやるような団体なりがございますことをやると、あっせんだけをほんとうにやるというような意味合いであるならば私はいいと思いますが、福利事業のような意味合いに、先ほど局長の言われたように、プラッド・バンクのように考えることは非常に問題じやなかろうか。なお、もしプラッド・バンクのようなことを取り扱つた場合においては、これは病院ではない、診療所でもない、この眼球を粗末に扱つても、これは何ら制裁がない。

六条においては、病院及び診療所の管

理者ということが書いてあるのである

が、こういう人はどういうふうに取り扱つてもいいんじゃないかというよう

なことも出てきやしないか、こういうふうに思いまして、この七条の適用に当りましては、私は、よほど注意を厚

生当局がなされなければならぬとい

うに考えておる次第であります。

なお、この二条においては、「医師

は、死体から眼球を摘出することがで

きる」この医師と移植する医師とは同じ医師であるのであるか、ないのであるか。ここも一つお聞きいたいとの

ところです。医師が、別々で成り立つものであるか、同じ人であるかは、厚生当局いかがですか。

○政府委員(小澤龍君) 建前といたし

ましては、医師であれば、同一の医師

である場合も、ほかの医師である場合もあり得ると思います。実際問題とい

たしましては、同一の医師が、かたが

た眼珠を摘出し、かたがた手術をする

事前の意思、遺言があつたならば、そ

う予想をしております。

なお、だいまの勝俣先生の御注意

は、まことにごもつともあります。

て、先ほど申し上げましたように、眼

球自体をあらかじめ摘出して、そうし

てこの目玉は要りませんかといったよ

うな業はとうてい予想されませんし、

また許すべきではない。この法文並び

に実際問題からわれわれの考えており

ますのは、せいぜい申して、そういう

人の登録、紹介という業ということを

想定しておりますので、成立いたしま

した瞬におきましては、この実施に當

りましては、そういう趣旨のもとに、ほ

かにも移植術があるわけです。たとえ

ば、歯などがあるのですが、いわゆる

りっぱな死体の歯を抜いて、そうして

再植なり移植できるわけですね。目だ

けに限つた、角膜に限つたということ

だけが言われるが、いろいろなものが

進むにつけて、先般の議論のように、

卵巣の移植とか、いろいろなことがあ

るわけですね。そういうことに對して

は、一応今問題になつておらないか

らということで、角膜だけになさつた

のだろうと思いませんけれどもね。医者

側から考へると、なぜこれだけ取り上

げなければならないのかという気がす

るのですね。そうした点について、も

う一回お考へをお尋ねいたします。

○衆議院議員(中山マサ君) 竹中委員

のお言葉、まことに専門家でいらっしゃります

しゃられますという立場から、非常に

御造詣の深い御質問だと私も思うので

ございますが、何と申しましても、私は

は、やはり本人の意思ということをど

ちられた点もあると思うのですが、そ

うもこの際取り上げる必要もないわけなん

が、それを前提として、前回の私の質

問なり、それによつていろいろと考え

られています。希望いたすわけなんです

あります。希望いたすわけなんです

が、それを前提として、前回の私の質

問なり、それによつていろいろと考え

られています。希望いたすわけなんです

が、それを前提として、前回の私の質

○政府委員(小澤謹翁) ただいまの本人の意思という問題でござりまするが、死体解剖保存法で遺族とだけなつておりまして、本人の意思に触れてございません。しかしながら、私どもの行政指導いたしましては、遺族の意思の中において、この本人の生前の意思あらば、これを尊重するようにといふことを行政指導して参つております。昭和三十一年中に官公私立の大学で施行いたしました解剖は、系統解剖で四千六百体、病理解剖で六千二百体でござります。同じく昭和三十一年度中に――会計年度でございますけれども――国立病院でいたしました解剖数は九百三十九体、それ以外の病院等を合せますと、この一年の解剖数は非常にたくさんの方に上っておりますが、大体生前ににおける本人の意思を尊重したところの遺族の意思という行政指導によって、つながらず運営して参つておるような次第でございます。もしこの法案が成立いたしましたならば、同じ精神、同じ趣旨のもとにこの法律を運用したいと考えておる次第でござります。

助かつております。これは、他人の死体の血管を使いましてやつたものでございます。これは、今後相当発展するのではないか。現にアメリカなどではないか。現にアメリカなどではまだ、ただいま申しましてはまだ、たゞ申しまして、研究中の段階であると言つてもいいのじゃないか。最近ニトロンとかバクロンとかいう合成物質が研究されまして、いわゆる血管の代用品が研究されまして、この使用が相当盛んでございまして、もしもこの成績がよければ、こういう合成物質を使つた方がなおお合がよろしいのではないか。こういうふうに学者間では言われております。

○竹中恒夫君 今御答弁の二点なく行政指導で適当にやると、それはけっこうなんですが、どうか、この考え方にはありますように、死体に対する尊重の意の保持という点から、十二分に死体そのものの礼儀を考えるということをから考えれば、当然本人の意思というところは、これより先行して考えなきゃならぬ問題ですから、適当に施行規則とか何かで御考慮願いたいと思うのであります。今後段の方の問題なんですが、もう御承知のように、今日心臓を取り出して、外で手術をしてやるということもできるわけなんですね。御承知のように、私は実際に、まあ複雑な臓器は、なかなか困難ですけれども、ある程度のものはどんどんできると思う。然し、今御説明になつた骨の問題など今まで私は、脛骨の損傷やカリエスになつたような場合は、死体の脛骨を取つて移植するということともどんどんやつておるわけなんです。先ほど歯を申しましたのが、歯に限りません、脛骨の移植であります。何でも、今実際やつておりますが、そういうことを考えますということはり角膜に限定するということについて、では、学問の進歩が今ありつつあるにかかわらず、これを否定するがこと結果になつてはまずいという気持があるだけ、まあこれ以上私は申しません。一応そういうことを考えての質問だつたということで、あなたの方で、も、今後の行政措置を適当にお考えになられたいと思います。

と欠席いたしましたので、重複するもわかりませんが、お許しを願いたいです。

第二条で眼球を摘出する。で、私が聞いている範囲では、眼球を摘出しても、角膜だけ、たとえば日日生している人の三分の一くらい角膜を取りて、そうして移植してやることが可能だというお話を聞いておるわけです。そこで、それはこの第七条の「業」、いう問題が出てきたのじやないかと思うのですがね。先ほどから聞いていたと、業は成り立たないというお話がります。しかし、現実の問題として、生命を保つて生活をしている者の三つの一取つたときに、完全無欠、その視力に差しつかえないのかどうか、いう問題が一つ問題になりまして、それからそれに危険性があるというところになつてくると、またこれは、医術、医学、学術の面からも問題になってくる。そこらあたりがはつきりと私はわからないのですけれども、そういう点ははつきり、完全無欠でそれで視力が三分の一だけ減退するか、どういう工合になるのかわかりません。そういうものとの関係で七条「業」という問題になつてきますと、それは、現実問題として非常にむずしい問題が出てきやすぬかと思うのです。そこらあたりの関連を、これはつ医学技術の問題と、それから実の問題との関係を少しお話しを願い

いがたかのまのうとつあふれ思ふ能つききがざいます。純粹医学的には、角膜の大きさを取つて相手方に移植するということは、可能なんでござります。そして、なおかつ、角膜のごく端の一部分であれば、角膜を提供した人が失明しないで済むことはあり得るわけです。ところが、実際問題となりましたと、しばしば、角膜に傷をつけますと、相当注意いたしましても、いわゆる交感性眼炎という病気が出来まして、片目だけじゃなくて、両眼失明の心配がくるのでござります。そこで、ごくわずかにわゆる目の外傷でありますも、その目の外傷の経過によりましては、残念なことだけれども、一眼をくりぬいてしまわないと、他眼に影響を及ぼすというふうな事例がしばざざいます。さように、医学技術的には、実際問題といたしまして、健康な人の角膜にメスを入れるということは、非常な大きな危険がございますので、医学上これを行うということはあり得ない、さよう御了承願いたいと存思ひます。

それからなお、移植いたしまして、角膜移植術は百パーセント成功するものではございません。せいぜい二〇%があるいは四〇%か、外因の例、日本の学者の御意見等を参照いたしまして、せいぜいそんなところ、しかも、視力の回復の程度は、いわゆる一・〇までいきませんで、せいぜい、うまくいって〇・四か〇・五のところでございます。従いまして、さような危険を冒してまでも生体の角膜を取ることとは行うことがあり得ないと、さよう御了承願いたいと存思ひます。

○藤田謙太郎君 そうすると、生存しては

• 10 •

ている人の角膜を少しでも取るということは、医学上、法律上、許されないということが第一ですね。それから、今ここに書いてある方法で眼球を取つて移植した場合でも、成功率は今の技術の上では少いということになりますと、業として眼球の提供のあつせんをするときは、いう、ここで法律上、業として出してくるということですね。これは少し考えなきやならきやならぬ問題があるのじやないですか。これが第一点です。

それから、生前の本人と遺族との関係の問題、ここらあたりをもう一度、一つ御意見を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(小澤龍君) 先ほど申し上げましたような事情から、いわゆる營業としてこれが盛大にいくとかという

ことは、とうてい私どもは考えられないことでございます。従いまして、この角膜移植を希望する人あるいは角膜

を提供してもいいと言っている人々、そういう人の間に立ちまして、こういふ希望者、こういう提供希望者がおるのじやと、何と申しますか、連絡と申しますか、そういうことをいわゆる世の中のために奉仕的に行う、つまり營業として行うのではなくて、奉仕として行うという業は、これは篤志家によって當まれることはあり得るのではないか、こういう考え方をするのでございます。しかし、その篤志家としての名前に隠れて眼球を高い値段で売買すること、かように解釈いたしました。

○鷹田藤太郎君 しかし、業として行

うということになると、今の厚生省の意図がどうであらうと、本人の意思でやるのですから、業そのものを法律で許可するなら、業として行うものの人格ならば、これを躊躇していきたい。か

構成というものに対し、いずれ政令その他で問題が上つてきようと思いますけれども、その規律といらうものがはつきりしていなければ、いかにここで希望現実の問題とは違った格好になる。だ

から問題は、業としてという問題を、政令その他で行うときには、どういう厚

生省はお考へで規律、それからその作業をやつていこうとするが、その法人

ども、それをどうしてそれじやあ行政

上の監督をしていくか、こういう問題が私は明確にならないと、この問題はつまびらかにならないと思うのですがね。

○政府委員(小澤龍君) 手続規定は、省令に委任されておるわけございま

すが、従いまして、省令を制定するに当りましては、国会における皆様方の

御論議というものを十分尊重いたしま

して、関係各方面の学識経験者とともに御相談申し上げて、慎重な態度で省

令をきめないと存じまするけれども、さしあたり、業を行う者の主体はどう

であるか、信頼するに足るものであるか、どうかという点が第一点だと思いま

す。それからあつせんの方法手段といふことが第二点だと思います。なおこ

れは、あつせんするに当つて、若干のせんをやらせるように指導していきた

い。こういう方針だと、こうしたこと

いえれば公益性のあるような形の団体もしくは個人、なるべく一つそれにあつ

て行うといふ業は、これは篤志家によるべき業であるべきものなのです。これが私は一つ疑問に思う。

○政府委員(小澤龍君) それから、それに関連しますが、第九条の罰則とい

ういう罰則と、いうものですね。「六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金」

という、この第九条の刑罰は、これは、第七条が營利事業としてやる者は九

月以下の懲役又は一万円以下の罰金」という前提で、第九条の罰則がこれがあ

るのです。これが非營利的なものを主として前提するという方針ならば、第

九条の罰則は重きに失する。その刑罰の量が不均衡になつてくる。第七条の

持つていてこうとする方向と、第九条の处罚のこの刑の量といふものが、これ

も、実際は省令で許可という場合に不均衡になる。第九条は、第七条が

營利事業としての業種を想定して处罚がしてある。そういうものにやらすの

ところによつて厚生大臣の許可を受けたことがありますから、かよう考へてござ

ります。

○山下義信君 これは、そういう政府

当局の、御提案者を含めての御意思はわかりましたから、一応了承します

き得るような手続規定を作り、その規定に基づいて業を行う者を躊躇して参り省令でその許可を受けようとするものはもつと軽くてもいいはずなんです。反事項というものは、この处罚は、実にそこまで軽くてもいいはずなんです。ここにアンバランスが生じてくる。これがどういうふうに割り切つていて、それがどういうふうに割り切つていて、かのように考えております。

○政府委員(小澤龍君) ただいまの御質問は、立法された側からお答え申し上げるのが適當かと思ひますけれども、前段、私から一応了解しておるところを申し上げます。

お説のことくに、許可、認可の性格

を立法的に省令でもつて片づけるといふことは適當ではない、さようなこと

であれば、本法にこれを挿入すべきであります。まことに先生のおつしやる通り

と存ずるのであります。私どもは、省令において先ほど申し上げましたよう

に、許可認定に対し、この国会にお

いて、手続規定を入れますが、運営といつましても先生方の御意見は、かよう

に反映させていきたい、さように考

えておる次第でござります。

それから、量刑が重きに失するので

はないか、こうしたことでございます

が、これは、おそらくは、許可を得な

いで勝手にもうけ仕事でやつてゐる人間を対象として、この程度の量刑を立

法者によつてお考へになつたのではな

いからかと、かよう考へるわけでござります。

が、私は、やはり本法を運用した後に、適當なときには、法文の不備な点は場合によっては改正することもやるべきでないという意思を御表明しておかれることが妥当である。少し無理な解釈をしていかなければなりませんから、あとで何か付帯決議があるにいたしましても、適當なときには法文の不備などとはまた後日改正するにやめさかでない、こういう意思表示をしておかれら方がいいのではないかと思いますが、その辺は、提案者としていかがでしょう。また政府当局としていかがでしょう。

図を承わったあとで伺っては済まないので、私がとしては、実はぜひ承
わっておかなければならぬ点が一つございますから、それを一つ提案者から
承わりたい。

らない。だから、厚生省は特にそういう点に気をつけて、その残余の部分は、また、目のほかの部分の研究のためにお使い下さいましたあとでも、またその残りでも、ちょっと焼却するとか、ちゃんと適切なる方法によつてそれに対処すべきであるというところから、総括的に、そういう残余の部分に對して、これを粗末にしてはならない、尊重な身体の一端でございまするから、注意を尽して、それを焼却するとか、あるいは埋めるとか、そういうふうな行為でなければならないといふ結論を、こういう形に表現さしていただいたのでござります。

ぬことは、早いほどよろしいということが、先般来の委員会の質疑応答の中でも、医学的にお話がありました。この死体の取扱い方は、もう人間が死にましたらですね。死んでからあと何日は、これは、非常に重大な人生の儀礼その躊躇に入ることになりますので、一體その死者に対する法事等が済んでおられるのか、そういう前にするのか、済んであとにするのか、そういう宗教的儀式が済んだかどうかというような点の関係も、注意深く取り扱ってもらわなければならぬ。特に私としては、その点をお願いをして、なおこの礼意を失わないようにするために、その娘

い人は、勝手にやっていいということなんですか。本人以外にもう関係者がいるわけなんですか。

○衆議院議員(中山マサ君) これは、いろいろむずかしい問題になると思いつます、盛岡の事例を先生は御承知でござりますか。盛岡におきまして、これは問題になりましたのございますが、精神病にかかっている内縁の妻が死去されましたときに、その夫が眼を閉じて献納と申しますか、されまして、そうしてそのことが、まだこういう法律を通っておりませんでしたのでござりまするから、問題になりまして、裁判になりました。そして結局におきま

の御心配、いろいろありますから大変恐縮ですが、いろいろ不備な点もあるということをお聞きいただきますわけでござりますが、何々の法一部改正というものは、これはしょっちゅう出ておりまするから、こういうところは改正したらいといふ強い御意旨を拝聴いたしますれば、また今後適当なる時期におきまして、皆様方の御満足のいくよなことに持つていくことは、私としてはいささかあります異議がないわけでござりまするから、この点も、ここに記録にとどめさせていただきます。

○政府委員(小澤龍君) 私ども、この法律の運用はこれからでございまするので、運用した場合において、いろいろな場面に遭遇すると存じますが、それに基きまして、将来改正すべきであるならば、厚生省といたしまして、改正に努力するようにいたしたいと存じます。

○産業院議員(中山マサ君) この間御
も、いろいろと御相談申しておりますが、人体
全体の解剖をした場合に、その道の先生
でございますが、ある所で、その解
剖したあとの身体の臓と申しますか、
どこか一部の骨を犬がくわえて、どこ
かへ持つていったことを聞いたことがあります。
ある、こういう御心配を御表明いただ
きましたので、貴重なる病人に対する
対策のための御研究に御自分の御遺体
を御提供下さるお方様の骨の一部であ
れどもそこかそういうところに忘れ去られ
たのだと思います。悪意でそれが放置さ
れたとは私は考えたくないのですがござ
ますが、それが犬などに運ばれておひ
たというようなことがもしあつたとい
たしますれば、まことにこれは、礼章
を失つたやり方であると考えまして、
それで、目を貢戴いたしまして、そ
して角膜を取りましたあとの残りでござ
りますね、これがひょっとどこかへ
捨て去られるようなことがあってはな

山下義信君 そろいの御意をもとに
こうでございますがね。私はお願ひし
ておきたいと思うことは、厚生省が将
来指導する上において、これが単なる
死文に帰しては、私は、本案が人道上
の法案であると言ひながら、この第四
条の道徳規定といいますか、注賞規定
が死文に帰しては、これは困りますか
ら、指導上も注意していただきたいと
思います。ただいま提案者の言われま
したような死体の取扱い方はもとより
であります、これは眼球の摘出をい
たすので、死体を取り扱われるのです
から、みだりに必要部分以外の死体に
さわりますようなことは、厳に慎しん
でもらわなければならぬ。それから、
その死体に対して摘出の手術をされる
医師その他関係者は、死体に対しての
敬意その他も嚴に取り行うてもらわな
ければならぬ。たとえ手術室というよ
うなところで行われる医学的な処置で
ありますても、十分終始敬意を表して
もらわなければなりません。それか
ら、注意をしていただかなければなら
ぬ。

「した用事を本村へかよの結果を
かつたか悪かつたかというようなことを
につきましても、遺族の人に報告と
うと語弊があつて、固過ぎるかしれども
せんが、謝意を表するとか、様子を尋ね
うとかということが礼儀です。それでは、金を出して買うたといえどそれを
は、金を出して買うたといえどそれが
でのことでありますから、また金の要らぬ
ぬという方もありますよう、移植を許
たあとその他の万般の処置を遺族に十分
これも伝えるということも、一つの注意を失しない範疇に入ると思います。
そういう点を一つ御注意を願いたいと
とを要望しておきます。

○藤田藤太郎君　いまの第四条の関連で
において、私も、先ほど本人の意見で
問題を言つたが、御返事がなかつたので
ですが、第二条の二項ですね。「限界を
を摘出しようとするときは、あらかじめ
め、その遺族の承諾を受けなければなら
らない」、ここまでいいのですが
「ただし、遺族がないときは、この四
りでない」というのは、どういうこと
とを意味しておるのでですか。遺族がな

し、諸外国の例によりまして、そういう場合には、いわゆる葬儀を行ふ遺族とするといふ主をもつて慣習上の遺族とするといふところでこれがおさまたた事例が一部例と申しますか、あるわけでございまして、そういう人もあるいは全然ないとはいえないということも、これは意味しておるかも知れないと私は思っております。

○藤田謙太郎君 そういう内縁とか、そういう関係の人はいいでしょうけけれども、これは、そういう一つの判定をすることができるでしようけれども、金然身寄りのない人が死んだ場合、これは、そういうときにはどうなるのでござれば、持つていきようがないのをご存じなりますか。

○衆議院議員(中山マサ君) これにとりましては、そういうことになつておりますのでございますね。遺族がなつてしまふことは、その夫たる人は法律上の遺族ではないということになります。ただだらけの妻の死後は、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。ただだらけの妻の死後は、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。

○衆議院議員(中山マサ君) この間御心配、いろいろありますけれども、いろいろと御相談申しておりますが、いろいろ不備な点もあるということも御指摘いたしております。それでこの法律が、いつもこの国会にも、何々の法一部改正というものは、これはしょっちゅう出ておりますから、こういうところは改正したらいいといふ強い御意思を持聽いたしますれば、また今後適当なる時期におきまして皆様方の御満足のいくよなことに持っていくことは、私としてはいささかも異議がないわけでござりまするから、この点も、ここに記録にとどめさせていただきます。

○政府委員(小澤龍君) 私ども、この法律の運用はこれからでござりまするので、運用した場合において、いろいろな場面に遭遇すると存じますが、それに基きまして、将来改正すべきであるならば、厚生省といたしまして、改正に努力するようにいたしたいと存じます。

○山下義信君 そういう最終的な御意

山下義信君 そろいの御意をもとに
こうでございますがね。私はお願ひし
ておきたいと思うことは、厚生省が将
来指導する上において、これが単なる
死文に帰しては、私は、本案が人道上
の法案であると言ひながら、この第四
条の道徳規定といいますか、注賞規定
が死文に帰しては、これは困りますか
ら、指導上も注意していただきたいと
思います。ただいま提案者の言われま
したような死体の取扱い方はもとより
であります、これは眼球の摘出をい
たすので、死体を取り扱われるのです
から、みだりに必要部分以外の死体に
さわりますようなことは、厳に慎しん
でもらわなければならぬ。それから、
その死体に対して摘出の手術をされる
医師その他関係者は、死体に対しての
敬意その他も嚴に取り行うてもらわな
ければならぬ。たとえ手術室というよ
うなところで行われる医学的な処置で
ありますても、十分終始敬意を表して
もらわなければなりません。それか
ら、注意をしていただかなければなら
ぬ。

「した用事を本村へかよの結果を
かつたか悪かつたかというようなことを
につきましても、遺族の人に報告と
うと語弊があつて、固過ぎるかしれども
せんが、謝意を表するとか、様子を尋ね
うとかということが礼儀です。それでは、金を出して買うたといえどそれを
は、金を出して買うたといえどそれが
でのことでありますから、また金の要らぬ
ぬという方もありますよう、移植を許
たあとその他の万般の処置を遺族に十分
これも伝えるということも、一つの注意を失しない範疇に入ると思います。
そういう点を一つ御注意を願いたいと
とを要望しておきます。

○藤田藤太郎君　いまの第四条の関連で
において、私も、先ほど本人の意見で
問題を言つたが、御返事がなかつたので
ですが、第二条の二項ですね。「限界
を摘出しようとするときは、あらかじめ
め、その遺族の承諾を受けなければなら
らない」、ここまでいいのですが
「ただし、遺族がないときは、この四
りでない」というのは、どういうこと
とを意味しておるのでですか。遺族がな

し、諸外国の例によりまして、そういう場合には、いわゆる葬儀を行ふ遺族とするといふ主をもつて慣習上の遺族とするといふところでこれがおさまたた事例が一部例と申しますか、あるわけでございまして、そういう人もあるいは全然ないとはいえないということも、これは意味しておるかも知れないと私は思つております。

○藤田謙太郎君 そういう内縁とか、そういう関係の人はいいでしょうけけれども、これは、そういう一つの判定をすることができるでしようけれども、金然身寄りのない人が死んだ場合、これは、そういうときにはどうなるのでござれば、持つていきようがないのをご存じなりますか。

○衆議院議員(中山マサ君) これにとりましては、そういうことになつておりますのでございますね。遺族がなつてしまふことは、その夫たる人は法律上の遺族ではないということになります。ただだらけの妻の死後は、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。ただだらけの妻の死後は、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。

○衆議院議員(中山マサ君) この間御心配、いろいろありますけれども、いろいろと御相談申しておりますが、いろいろ不備な点もあるということも御指摘いたしております。それでこの法律が、いつもこの国会にも、何々の法一部改正というものは、これはしょっちゅう出ておりますから、こういうところは改正したらいいといふ強い御意思を持聽いたしますれば、また今後適当なる時期におきまして皆様方の御満足のいくよなことに持っていくことは、私としてはいささかも異議がないわけでござりまするから、この点も、ここに記録にとどめさせていただきます。

○政府委員(小澤龍君) 私ども、この法律の運用はこれからでござりまするので、運用した場合において、いろいろな場面に遭遇すると存じますが、それに基きまして、将来改正すべきであるならば、厚生省といたしまして、改正に努力するようにいたしたいと存じます。

○山下義信君 そういう最終的な御意

山下義信君 そろいの御意をもとに
こうでございますがね。私はお願ひし
ておきたいと思うことは、厚生省が将
来指導する上において、これが単なる
死文に帰しては、私は、本案が人道上
の法案であると言ひながら、この第四
条の道徳規定といいますか、注賞規定
が死文に帰しては、これは困りますか
ら、指導上も注意していただきたいと
思います。ただいま提案者の言われま
したような死体の取扱い方はもとより
であります、これは眼球の摘出をい
たすので、死体を取り扱われるのです
から、みだりに必要部分以外の死体に
さわりますようなことは、厳に慎しん
でもらわなければならぬ。それから、
その死体に対して摘出の手術をされる
医師その他関係者は、死体に対しての
敬意その他も嚴に取り行うてもらわな
ければならぬ。たとえ手術室というよ
うなところで行われる医学的な処置で
ありますても、十分終始敬意を表して
もらわなければなりません。それか
ら、注意をしていただかなければなら
ぬ。

「した用事を本村へかよの結果を
かつたか悪かつたかというようなことを
につきましても、遺族の人に報告と
うと語弊があつて、固過ぎるかしれども
せんが、謝意を表するとか、様子を尋ね
うとかということが礼儀です。それでは、金を出して買うたといえどそれを
は、金を出して買うたといえどそれが
でのことでありますから、また金の要らぬ
ぬという方もありますよう、移植を許
たあとその他の万般の処置を遺族に十分
これも伝えるということも、一つの注意を失しない範疇に入ると思います。
そういう点を一つ御注意を願いたいと
とを要望しておきます。

○藤田藤太郎君　いまの第四条の関連で
において、私も、先ほど本人の意見で
問題を言つたが、御返事がなかつたので
ですが、第二条の二項ですね。「限界
を摘出しようとするときは、あらかじめ
め、その遺族の承諾を受けなければなら
らない」、ここまでいいのですが
「ただし、遺族がないときは、この四
りでない」というのは、どういうこと
とを意味しておるのでですか。遺族がな

し、諸外国の例によりまして、そういう場合には、いわゆる葬儀を行ふ遺族とするといふ主をもつて慣習上の遺族とするといふところでこれがおさまたた事例が一部例と申しますか、あるわけでございまして、そういう人もあるいは全然ないとはいえないということも、これは意味しておるかも知れないと私は思つております。

○藤田謙太郎君 そういう内縁とか、そういう関係の人はいいでしょうけけれども、これは、そういう一つの判定をすることができるでしようけれども、金然身寄りのない人が死んだ場合、これは、そういうときにはどうなるのでござれば、持つていきようがないのをご存じなりますか。

○衆議院議員(中山マサ君) これにとりましては、そういうことになつておりますのでございますね。遺族がなつてしまふことは、その夫たる人は法律上の遺族ではないということになります。ただだらう、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。ただだらう、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。ただだらう、その夫たる人は法律上の遺族ではあります。

て参りますと、遺族のない、財産の場合には、誰もなければ、それは国庫へ財産は没収されるわけでござりますね。ですからども、遺体を国庫へ没収をしてみたところがどうにもなりませぬので、そういう場合は、仕方がないからこういう形が、遺族のない場合があるかも知れないということを想定いたしまして、これが入れてあるわけでございます。

○藤田藤太郎君 だから私は、そこを聞いています。遺族が全然ない人間は、承諾なしでもそれができるかどうかというふうなことを聞いています。できるのですか、できないのですか。

○衆議院議員(中山マサ君) この法律を通していくだけますと、できることがあります。遺族のない人は、これは、だれかがやるがやっぱり、公的の機関がやりますから、だれかがやることでござりますから、その人が承諾したらしいことになるのでございませんでしょうか。遺族がないからといって、やっぱりだれかが跡始末をする人が了解を与える、さつき申しました、あるいは慣習上の喪主でございますね。だれか喪主にならなければなりませんから、喪主に御理解願わなければ仕方がないのじやないかと私は思つております。

○藤田藤太郎君 そこは非常にむずかしい問題だと思うのです。たとえば、だ人の死体をさわつていいのかどうかなどと聞いている。これは自由

に、どつかのものがすることになれば、非常にうことになつてゐるんかと、だから、遺族に類すると判定のを得たときにはこれはでないものはさわってうことではなければ、そかの適当な場所にいいといふことじや、問題とは食い違うのじよ。○衆議院議員(中山マキ)その責任者の方から。○政府委員(小澤龍君)法に、これと類似の烟死体解剖保存法の場合をこえて遺族が現は、医師が、死体を解剖の研究その他の目的ができるということにござります。ただ、おいては、三十日とがございます。その間、うことができるわけとども、この場合は、一は、角膜移植の役にこころから、それは立て、死体解剖保存法の制限を付さなかつてございます。先づは、この第三条でよくは死変の疑いあることができないことになつて、か事故があつて急に死んだ方、この第三条でよくは死変の疑いあることができないことになつて、らくは、たゞいま御考院その他施設に取遺族が全くなくて、おるような人がなくるのでございまして、

○藤田藤太郎君 そうすると、遺族のない人は原則としてやらないが、生前のその人の意思、それによってやる、遺族に類似して客観的に認められるもの以外は、生前の本人の意思の發意以外にはやらないと、こういう工合に、「ただし、遺族がないときは、この限りでない。」というのは理解していいわけですね。

○政府委員(小澤龍君) この法律を真っ正面から解決しますと、遺族のない人は、どんどん一方的にやっていいわけであります。が、ただ、私どもの行政指導といたしましては、そうでなしに、こういうふうに、本人の意思を確かめるようにという行政指導をしたい、こう存するのでござります。

○藤田藤太郎君 私は、そこを明確にしておいてほしいと思います。これは、必ず間違いが起きますよ。單に養老院とか事故の要死の場合は別ですが、どつかの所で寝ていて死んだと、それじやただし書きでやつていいのだということで、その場に、周囲における適当な処置というものが私は行われることになる、この四条の礼意の問題の関係で非常に重大だとと思うのです。礼意の保持との関係においてですね。だから、その点は明確にしておいてほしいと思うのです。

○衆議院議員(中山マサ君) ただいまの遺族のない場合というので、御心配いただいているのでございますが、それで、明確にする必要があるという

○横山フク君　今のお話なんですが、付帯決議と行政指導と、法律の本文とは、その効力の度合いはどうなるんでしょうか。法律の本文の方が強いと思うのです。付帯決議をやつたからといって、「遺族がないときは、この限りでない。」という場合においてやつたのだからということでは、私は、付帯決議と行政指導と、それから法律の本文との効力の度合いからくる問題だらうと思いますが、いかがでございましょう。

○政府委員(小澤龍君)　ただいまの点は、まことにその通りの御意見でございます。ただ、われわれ行政指導に当たりましては、その点、礼を失してはいけないと、崇高なる人道主義に基いているこの法律でございますので、万事礼意を失しないように、これを尊重して、敬虔な気持で行うということを全部の行政指導を貫きたいと存じておるのでございます。いかにもこの法律にはこう書いてありますけれども、これに違反する場合でも罰則がないわけでありまして、罰則がないから違反してもいいというわけではないのであります。それで、私どもは、すべて法の精神を生かして全部が行われるように、行政指導としては進めていきたいと思うものであります。

ただいま黒田先生の御指摘の問題は、多くは養老院等の施設に長期間入所しておった者の場合に起きやすい問題で、たつていただきまして、その行政当局に對して一つのワクを作つていただきまして、そこから議論ででも一つ、そういうことをうございましようか。法律の本文の方が強いと思うのです。付帯決議をやつたからといって、「遺族がないときは、この限りでない。」という場合においてやつたのだからということでは、私は、付帯決議と行政指導と、それから法律の本文との効力の度合いからくる問題だらうと思いますが、いかがでございましょう。

題たと思うのでござりますが、その場合は、私どもの行政指導として、本国会の御意向を尊重いたしまして、できるだけ生前の本人の意思を確かめるよう行政指導をしていったらいかがかと、こんなふうに考える次第でござります。
○藤田藤太郎君 今の局長のおおしゃつたことは、私は了解するんですよ。遺族があるとか、容観的に遺族にかわった措置を講ずるとか、変死の状態とかにそういう措置をするということは、私はそういう措置がしてほしい。しかし、そういうものがどこで明確になるかということを私は言つてゐるんであつて、そうでないと、単に病院ばかりじゃないと思ふんです。個人の家でなくなられた方もあると思うのです。そうすると、その種類はどう措置しなくともいいとの法律はなつてしまふんだから、だから、付帯決議の問題が出ましたか、行政指導を明確にするなら明確にするというように、明瞭にならないと、ただ付帯決議と行政指導ということだけでは、私は問題があるんじゃないかということを言つておるんです。

問題は、局長がするのでなく、それで民間人が、「遺族がないときは、この限りでない。」ということを拡大解釈してやった場合に、これは行政措置でありますと言つても、私は、「遺族がないときは、この限りでない。」というのだからやつたんだというのでは、あと今まで困ると思うんです。「遺族がないときは、この限りでない。」と、法律に書いてあるだけに、始末が悪いと思うんです。割りがないから、なれども悪いと思うんです。それを、行政指導をするとおっしゃつても、行政指導をする対象だけがするならないけれども、そのほかに、別途にする場合もあると思うんです。そういう場合どうなるかということになると思うんであります。これは明文化し過ぎて、先ほどから私も疑問に思つていて、先ほどから私はかえつて、「遺族がないときは、この限りでない。」という形で出ていると、軽視した、軽く考えた気持が出ておるんです。法律であとで直すといふことは、私はおかしいとも、これはかえつて、「遺族がないとき」という形で出る。

○政府委員(小澤龍君) これは、この法律におきまして明らかに通りに、眼球摘出手術

○高野一夫君 私は、基本の問題につ

いて、衆議院側の八田先生、山口公衆質疑を願います。

○委員長(阿良根登君) 次に、衛生検

査技師法案を議題といたします。

○委員長(阿良根登君) 御異議なしと

認めます。

○委員長(阿良根登君) 速記を起し

て。〔速記中止〕

ども、とかく法律が誤認されて、誤まり活用される場合がなきにしもあらずありますので、その点は、私は非常に懸念するわけであります。従つて、これについて今後どういうような方法を講ぜられるか。たとえば、医師が医師法等によって、医師、歯科医師法なり、あるいは医療法等によつて、医師、歯科医師のなすべき業務がきめられる。薬剤師もきめられる。そうして医師がその業務ないものをやれば处罚される。歯科医師も处罚される。薬剤師も处罚される。ところが、第二条でいう衛生検査技師なるものができて、限局された範囲の仕事をやればいいけれども、それ以外の逸脱した業務をやつた場合に、これをどう取締るかということが、この条文の中には探しでも見当らないような気がするのであります。従つて医師歯科医師、薬剤師ごときものが逸脱した行為をした場合には、医師、歯科医師、薬剤師がそれそれ处罚を受ける。それに該当するようになります。

そこで、衛生試験検査といふもののが、医化学的試験にも衛生試験検査という名称を使ってやられておりますが、また、病理細菌学的検査におきましても、「衛生検査指針」というものが、医化学的試験にも衛生試験検査という名称を使ってやられておりま

す。なつておりますので、そういう見地から、衛生検査技師という名称を用いるようになつたわけでござります。

○衆議院議員(八田貞義君) 衛生検査技師という名称の問題でございますが、衛生検査技師という名前が一般的になつておりますので、そういう見地から、衛生検査技師という名称を用いるようになつたわけでござります。

そこで、衛生試験検査といふものが、医化学的試験にも衛生試験検査という名称を使ってやられておりまして、地方のつとつてやられておりまして、地方の条例等におきましては、すでに衛生検査技師といふ名称も使われておると思つてあります。それで、仕事の内容を十分に明確にいたしまして、一般的に使われておる衛生検査技師の名前をこの法案において使おう、こういうふうに衆議院の段階におきまして、一般的に使われておったので、衛生検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない」と、こう書いてあるのは、どうということを意味するのであるか。業務上のことであるか。業務上のことであるか。もちろん、免許をひいた医師でございますから、業務上の問題に關することであると思うけれども、これも、当局が監督指導あるいは取締りをする面において重要な第十八条の条文であると思うので、この意味も、一つ八田先生の御解

ます。なつておきたい。まず、その辺で御見解を伺つて、それではつきりいたしますれば、私の質問は終りたいと思いま

す。○政府委員(山口正義君) 名称を衛生検査技師法とされました理由につきましては、ただいま提案者の八田先生から御説明があつたわけでござります。

高野先生の御指摘のように、従来のいわゆるケミカルな面を中心とした衛生検査と、この法律で申します衛生検査、病理細菌検査を中心とした衛生検査と、つまりわざいから、今後行政的にそれを指導、取締りをしていくときに、どういうふうな態度でやっていくかといふ問題でござりますが、私ども、第一には、第二条に定めてございますように、この法律で衛生検査と申しますのは、第二条に規定されておりますが、政令を定めます際にも、たとえば、いわゆる生化学的検査のうちで、薬剤師と特に関係の深いビタミン検査などとは違いまして、尿の蛋白含有量などは、ここにはつきり入つております。されば、いわゆる生化学的検査のうちで、尿の検査とか、あるいは糞便中の血液混入調査、その他尿糞便、胃液、唾液などをこの法律で衛生検査技師といふの

は、ここにはつきり入つております。されば、いわゆる生化学的検査のうちで、尿の検査とか、あるいは糞便中の血液混入調査、その他尿糞便、胃液、唾液などをこの法律で衛生検査技師といふの

技師という免許を受けて、衛生検査技師という名前を使つてする仕事はこれであるという規定だと、私はそういうふうに解釈しております。

○高野一夫君 それはわかるのです
が、だから、衛生検査技師が二条に定めたることを業としてやるにはこうも差しつかえないが、その立場において、逸脱して、それ以外の仕事を業としてやるという場合にはどうなさるつもりであるかということを私は聞きました。それがないのです。しかも、そういうことは、非常に今後十分当局としては注意しておかなければならぬものだと思う。先ほども申し上げた通りに、この言葉の使い方からして、今後相当の混乱をきたす懸念があると私は思うから、それを老婆心で申し上げるわけであります。そういう事態が発生することはないと思うけれども、母体としては、やはり万全の策を講じておかなければなるまいと思うのです。

○政府委員(山口正義君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この法律は業務制限ではございませんので、ここに規定をしてござります衛生検査にいたしましても、あるいはそのほかの生化学的検査にいたしましても、だれはやつちやいけないという規定は、現在のところこの法律にもございませんし、そのほかの法律にもないのでござりますので、たとえば、この衛生検査技師の名称を使つての方はほかの検査をされましても、それを罰するということは、現在の法律ではできない、そういうふうに考えております。

○高野一夫君 そうなると、あなた、それは大へんなことになる。もしも日

防歬剤が入つてゐるかどうか検査していく。この中に本酒をどんどん持ってきて、中にはないけれども、そういうことをされよう。こんなことで、この第二条の中にはないけれども、かりに薬としてやつた場合、あるいはたくあんの禁止した着色であるからに薬としてやつた場合、あるいはそのほかの飲食について、その検査が非常にこれはやましくなる。それを薬としてやつた場合に、これは、第二条には全然許されてないわけなんです。ところが許されてないことをたまたま、やはりそれの方の仕事も衛生検査の、しかもそれが本筋である。従つて、名称が衛生検査技師だから、本筋の方に入つて、それじゃたくあんの検査もやりましよう。こういうミルクの検査もやりましよう。お酒の検査もやりましよう。メチルアルコールの検査もやりましよう。こういうことに逸脱して、そういう不心得な技師があるとは思ひぬけれども、万一あると、それどういうふうに考へるかと、これは、行政当局として考へておいていただかなれば、これほとんどないことに私はなると思う。

○政府委員(山口正義君) もちろん、他の法律——医師法とか薬剤師法とか、あるいは食品衛生法、いろいろ法律がございますが、その法律の規定で抵触するような場合は、そちらの法律に基いて取締っていくということになりますのでございまして、この法律自体として取締るということができるないということを申し上げるわけでございます。

のこと伺ひますか、昨年の通常国会で食品衛生法の改正案を通した。あの中に、食品用薬品の公定書を作ることになった。また、いろんな添加物について非常なやかましい問題が出てきて、それでの改正案を作ったわけなんです。そこで、それじや食品衛生の検査、防腐剤、漂白剤、いろいろな毒劇物を使う、そういうものを検査するのはだれだれでなくちゃいけないというものが別個に食品衛生法なりそのほかでありますか。それがあるなら、食品衛生法なら食品衛生法でもって、食品衛生関係のそういう検査はこの方でやるんだから、こういう人にはやらししゃいやかぬということはいえるけれども、私が記憶するところによると、食品衛生に関する毒劇物の検査あるいは着色の検査、それはこういう者でなければやつちやいかぬということはなかつたようだ私は思つてゐんだけれども、それはどういうふうになりますか。

によっては解釈が成り立たぬものでもないと思う。それで、この法文の全般について、厚生省案ではないけれども、厚生省において十分研究され、これに混乱が起らないように、この取締り監督が厳重に適正になされるよう、速急に一つ検討されて、この法案通過後でけつこうでありますから、適當な機会に、われわれはこういうふうに厚生省として今後指導するつもりである。こういう考え方を一つお聞かせ願いたい。

もう一つ伺いたいのは、これはあくまでも医師の指導監督下にやるのであって、医師がいなければできないものだと了承しますが、これは間違いないですね。これは八田先生。

○衆議院議員（八田貞義君） ただいま高野先生からのいろいろな御指示、御注意に対しましては、十分に今後間違いないようになっていくつもりでございますが、ただ、今度の法律の監督は身分法の規定でございまして、第二条にありますように、医師の指導監督のもとにやられる仕事でございます。従つて、医師の指導監督以外の仕事と、いうものは、この法律においては認めていませんわけでござります。ですから、あくまで、たとえば先生も御承知のように、主として今日やられておる衛生検査ですね、官公私のお衛生研究所、保健所の検査室または病院検査課等で行われております。

ですから、ここらに勤めている人方を、今日は身分法によってお救いすると、あるいは資質の向上を願うというのがあるの法律を作った趣旨でございますので、当然、今申し上げましたような施設においては、医師の指導監督のもと

行われておるわけでござります。ですから、これから先の、医師の指導監督以外の業務といふものは、この際、現状から考えまして、今のところ考えていないわけでございます。もしもそういうようなことがやられては大へんなことになりますので、特に医師の指導監督のもとにというように、明文化いたしておるわけでございます。

○高野一夫君 もう一つ伺いますが、病院とか保健所、診療所、療養所あたりで、そこには、事実自分が指導監督を受けるべき医師等がおいでになる。こういうところでは問題ない。ところが業とするものです。私がかりに衛生検査技師になりまして、その免許を受けた時に前に看板を掲げる。そして、うちの前に看板を掲げる。そこで近所に医師がいる。私は何々、八田医学博士の指導監督のもとにこれを業としてやるんですけど、こういうことは許されますが。これは厚生省からいいんですね。

○委員長(阿良根登君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(阿良根登君) 速記をつけて下さい。

○衆議院議員(八田貞義君) たとえば「医師の指導監督の下に」の拡大解釈でござりますね。これはたとえば、今高野先生がおっしゃいましたように、私が技師であって、その管理者になりました、そういう形態の衛生検査ができるかどうかという問題であります。こういった形態は、現状から考えて、まず今のところは対象にならぬと、こう考えまして、現在動いておられます現状から考えまして、こう

いった規定を用いたわけでございまして、あくまでそういう業務立法によつて取り締らなきゃならぬという部なことになりますので、特に医師の指導監督のもとにというように、明文化いたしておるわけでございます。

○政府委員(山口正義君) 先ほど高野先生から、今後の行政指導について御注意を受けたのですが、その際免許の取り消しをしたらどうですかというこ

とですが、本法での免許の取り消しは、要件がきまつておりますが、ただ、先ほど御指摘になりました第十八条の「信用失墮行為の禁止」ということは、これは、本法が業務制限の法律ではない関係からこういうことが入つておりますので、これは結局、先ほどからおられる点にいよいよどういうな趣旨もその中に入つておるわけでござりますので、この十八条の趣旨をも尊重いたしまして、先ほど高野先生の御指摘になりましたような点、定められた仕事以外のことをし

ないようとにかくその中に定められた仕事以外のことをしてやるんですと、こういうことは許されますが。これは厚生省からいい

ますね。検査した結果を発表いたしました場合に「医師の指導監督の下」ですから、検査結果を外部に発表する場合には、医師の名前でもつて書いておきたい、こう思います。それで、あくまでそういう業務立法によって取り締らなきゃならぬという部なことになりますので、特に医師の指導監督のもとにというように、明文化いたしておるわけでございます。

○政府委員(山口正義君) たとえば、具体的に申し上げますと、「医師の指導監督の下」で、どの検体をどのように検査するかというような決定並びに検査の決定に基く当該患者の疾病的有無あるいは病名の決定というようなことは、医師の責任だと存じます。ただ、

おられますので、これは結局、先ほどからおられる点にいよいよどういうな趣旨もその中に定められた仕事以外のことをしてやるんですと、こういうことは許されますが。これは厚生省からいい

ますね。検査した結果を発表いたしました場合に「医師の指導監督の下」ですから、検査結果を外部に発表する場合には、医師の名前でもつて書いておきたい、こう思います。それで、あくまでそういう業務立法によって取り締らなきゃならぬと指示を与えられる。これがそれ以外に、どういう監督をなさうとする意思なのか。この指導監督といふ内容について、もう少し明確にお示

しをいただきたい。

○衆議院議員(八田貞義君) 指導監督と申しますると、衛生検査技師というのは、養成機関を出まして、一定の資格を備えております。しかも、実験とか試験なんかをやる場合には、衛生検査指針というのがございまして、その

内容について、もう少し明確にお示

して、あくまでそういう業務立法によって取り締らなきゃならぬという部なことになりますので、「指導監督の下」という言葉を使っておるわけ

は、その業務を行わせる医師の立場から、その検査結果の正確を期するために、いろいろと指示を与える。これが私にとどまるものなのか。それとも、この検査の一つかまなかな作業に至るまで、医師が現にそばにおつて監督をしておらなければならないのか。それとも、この指導監督という言葉の中身は、いろいろと私は考えられると思うのだが、その検査業務を行うこと自体に対する業務上の指示と、それからいま一つは、この検査技師が、たとえば八田さんなら八田さんのところの病院で働いておる。そこで、八田病院の従業員として、八田病院の従事員としての監督を受ける。これは、検査技師ながらも薬剤師さんも、他の医局員も、みんな従事員としての監督を受ける。これ

は、医師の責任だと存じます。ただ、検査の内容自体及び菌があるとかないとか、陰性であるとか陽性であるとかいう決定は、衛生検査技師の責任だと存じます。発表は、その範囲内ならういうふうに考へるのでござります。ただ、衛生検査技師としては、病名を判断するとか、診断名を下すとかいうことはできないというよう

に解釈いたしております。

○片岡文重君 病院の中に勤務されて医師の指導監督というのは、特に町で開業しておられる、衛生検査技師の仕事をしておられる諸君の上に問題が起つてくると思うのですが、その場合は、業務立法において適当な処置をとられるという話のようにも聞いておつたのですが、そうすると、この指導監督といふ東

の監督以外にも何らかの監督を受けれるのかどうか。これは、開業医の中には、病院あるいは保健所等の中における検査技師の立場を考える、これが一

つある。

それから町で、私は衛生検査技師ですが、この場合に、この検査技師としての仕事をする場合には、私はしろうすということで、この法にかなつた資格を持つて町で開業した場合に、その

医者から、あるいは阿良根医師、あるいは山下医師、高野医師といふところに、病院あるいは保健所等の中における検査技師の立場を考える、これが一

つある。

それから町で、私は衛生検査技師ですが、とにかくこの検査はこういう方法でやつてくれ、あるいはこれはこういう方法でやつてくれとか、いろいろ指示が与えられると思うのですね。こういう、検査技師本来の業務を行う上に当つて

ますね。命令するわけです。そうすると、その方法によって陽性とか陰性となる検査技師自身に言うわけですね。命令するわけです。そうすると、その成績表を出してくる。だから、その成績表について臨床診断と結びつけて、初めて病名というものは決定するわけでござります。だから、そういった意味合いからいたしまして、決して、試験検査の結果が陽性に出たから、あるいは陰性に出たから、この病気は否定できるのだ、あるいは肯定できるということは、衛生検査技師自身にはないわけでござります。あくまで医師が臨床上の診断の上から、衛生検査技師の補助診断をとつて、そうして

その病名を決定する、こういうような実態になつておりますので、「指導監督の下」という言葉を使っておるわけ

です。

○横山フク君 関連して、この指導監

督を受けた場合に、これから町で開業しておる衛生検査技師が依頼を受けて検査をする場合に、これ

はこういう方式でやつてくれ、これは

第七部 社会労働委員会会議録第十八号 昭和三十三年四月一日 [参議院]

なんであります。まあ指示ということになると、たとえば検査の内容について、一々こまかいことを言うのだろう

と思うのですが、これは、衛生検査指針というものがございまして、その衛生検査指針にのっとって、十分に熟達した技能を使って成績を判定でき、試験結果を出せる能力を持つておられる方々だけなんです。そういう意味で、指示とは違いまして、病名の決定といふような問題が大きなウェート持つてくるのですから、「指導監督の下に」

という言葉を使ったのであります。

○勝俣稔君 関連して……。これは、衛生技師は、その成績をここに書いてある範囲内においては発表して、自分の名前で発表していいというように衛生局長も言われたのでございますが、あなたもそうお思いですか。

○衆議院議員(八田貞義君) もちろん、その検査について、担当者として衛生検査技師がその名前を用いる向きは、私はさしつかえないと思います。

○勝俣稔君 だれにそれを発表していくのですか。監督の医師に発表していくのですか。発表していいのか、社会に発表していくのですか。発表といえれば、社会に発表したことだらうと私は思うのですが……。

○衆議院議員(八田貞義君) ここは、今のお高野先生からの御質問と関連してくる事項なんですが、現在の状態でいておられる方の身分法を考えておるわけでありまして、ですから、その人の検査成績を医師に報告するわけです。ですから、その人

が、ほかに衛生検査をする状態があるだけなんです。そういう意味で、方々だけなんです。そういう意味で、指示とは違いまして、病名の決定といふような問題が大きなウェート持つてくるのですから、「指導監督の下に」

という言葉を使つたのであります。すると、全部がもうほとんど「医師の指導監督の下に」という状態の現状にあるわけです。ですから、そういう意味におきまして、たとえばほかの、私どもがもうほんと「医師の指導監督の下に」とあるところがあるのですが、そこの指導監督に当る人は、その医師になつておるわけですね。そこに今度は、ほかの開業医の方が注文するわけです。やはりそうすると、そこにいるその指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

ります。ですから、そういう意味の実行上いたしたい。

○勝俣稔君 この法律ではどうなつておりますが、これは、先ほど八田さん

の言われるよう、別個にこの人が職業を持つた場合においては、その本人

に新たな立法措置が必要となります。そのときには、ただいまの業務内容を規制した法律につきましては、新たに立法措置が必要となります。そのときには、ただいまのこの法案の趣旨に沿いまして、責任

は医者にあるというふうに規定すべきものであると考えております。

○勝俣稔君 私は、この検査の発表にかかるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

に漏らしてはならないという、秘密漏洩にあつたというようなことを話したからといって、えらい秘密漏洩にはならない御解釈願いたいと思います。

○勝俣稔君 秘密漏洩は、そういう意味やない私は思うであります。

責任において報告すべきところの報告をするということと、そういうふうに

御解釈願いたいと思います。

○勝俣稔君 秘密漏洩は、そういう意味やない私は思うであります。

○勝俣稔君 私は、この検査の発表にかかるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

をお医者さんのものにいるからであるとか、あるいはこれが独立の業として働くことができるかによって、その発表

すから、一応私どもとしても、そう反対的な立場に立つてお尋ねしているわけではありません。

ただ用語として、この種の法律案には、また既成の法律の中には、こういいう言葉を使わなければならない理由というものが、もう少し明確に承知したいと、いうことでお伺いします。

○衆議院議員(福田昌子君) その点につきましては、今の法律上まだ手落ちの点であります。従いまして、立大学なんかで臨床検査所を作つてあるところがあるのですが、そこの指導監督に当る人は、その医師になつておるわけですね。そこに今度は、ほかの開業医の方が注文するわけです。やは

りそうすると、そこにいるその指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

るところがあるのですが、そこの指導監督者の方によつて報告をされるだ

ります。

○衆議院議員(八田貞義君) 「指導監督」という問題、あるいは直接指導の

対象はあります。しかし、自分の診断の正確な資料として

検査をなさしめる立場から、業務とし

ての指導の行われることは、私は当然

から、自分の診断の正確な資料として

事柄が根本的に医者の診断の伴うもの

について、これは絶対に、衛生検査

技師というものは、私は発表してはい

ます。

○衆議院議員(八田貞義君) 私が先ほど

は、また既成の法律の中には、こうい

う言葉はありません。

○衆議院議員(八田貞義君) 先ほどの「指導監督」に

対する八田さんの御説明では、はなは

だ残念ながら、私にはどうものみ込め

ませんでしたが、先ほど高野委員から

も言われましたように、本法案は共同

提案にもなつておりますし、私ども

ございません。本法の十九条にも、正

提議もなつております。

社会労働委員会議録にもかかった法案で

あります。

○衆議院議員(八田貞義君) 「指導監

督」という問題、あるいは直接指導の

対象はあります。

ただ用語として、この種の法律案には、また既成の法律の中には、こうい

う言葉はありません。

問題とか、指示のもとにという言葉の使い方がいろいろあるわけでございまして、この場合には、責任の帰属を明確にしておこう、特に病名の診断に関する事ですから、そういう意味からして、責任はあくまで医師の側にあるのだ、こういった点を明確にしておこうという考え方からして「指導監督の下に」という言葉を使ったわけでござります。

この二項目の付帯決議を皆様方の御審議にゆだねるわけでございます。この付帯決議を出すに至りました経過は、先ほど申し上げましたように、各派の話し合いによりまして、皆さん方の一致した意見として、私がかわって付帯決議案の提案をいたしたような次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思いま

○委員長(阿具根登君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 他に御意見も認めます。

それでは、これより角膜移植に関する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決することに賛成の方は拳手を願います。

〔賛成者拳手〕 全会一致でござります。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でござります。

藤田君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(阿具根登君) 全会一致と認めます。よって藤田君提出の付帯決議案は全会一致をもって、本委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。なお、本会議における口頭報告の内

容、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続き等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には、多数意見者の署名を付すことになっておりますので、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

○委員長(阿具根登君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 他に御意見も認めます。

委員長におかれましては、いろいろとごあせんをいただき、また理事の方々方にいろいろ手の行き届いた御心配をいただきまして、本日これがみごとに通りましたことを、私はここに深く提案者といたしましてお札を申し上げるものでございました。まことにありがとうございました。

ただいま付帯決議になりました点につきましては、本法案の審議過程において、委員各位の御論議が、大体人道主義に基いて御心配の点が多くあつたつきました。この付帯決議の御趣旨に十分沿うよう、政府といたします。そして、努力をいたしましたことをこの御説明によりますと、この衛生検査技師の業務である検査の結果は、あくまでも医師の責任において発表もさへ、これが診断の基礎資料として使われるということになるようでありましたが、そのためこの「指導監督」という言葉を入れたのだと、大体こういふ御意見のようであつたのですが、この法案の内容からいたしますれば、別

に町で開業することを否定をしているわけでもありませんし、禁止してもおらないと思うのですが、従つて将来は、現在も若干あるそうですが、将来なお、町で町医の下請をし、あるいは一般市井人の依頼によつて、細菌学的検査その他の許された範囲内の検査を行なうことができると思うのですが、そういう場合に、この検査技師の行なった

指導監督のもとにある場合には、たゞ、他の検査技師をどの方式で検査するかの決定並びに検査の結果に基き当該患者の疾病の有無または病名の決定などは、医師の責任に専属いたします。

○衆議院議員(八田貞義君) この点が……皆様方の御懇意なる御審議によりまして本日可決の運びになりまし

たことは、まさに私の本懐とするところでございますし、また無上の感謝の意を表するものでござります。

○田村文吉君 できるとなると、先刻

条文では、衛生検査技師の行う業務一覧についての責任を医師が負うという事実になつて、はなはだ責任が過当にありますね。そういうところに検査技師の名称を使用して衛生検査を行うと、医師の「指導監督」であるという趣旨が、この「指導監督」の下に」ということでござります。ですから、衛生検査技師という名称を使つて仕事をやる場合には、医師の指導監督というものを受けなければならぬのだ、こういう意味でござります。

具体的にこの医師かということになりますが、そのためにこの「指導監督」という言葉を入れたのだと、大体こういふ御意見のようであつたのですが、この法案の内容からいたしますれば、別に町で開業することを否定をしているわけでもありませんし、禁止してもおられないと思うのですが、従つて将来は、現在も若干あるそうですが、将来なお、町で町医の下請をし、あるいは一般市井人の依頼によつて、細菌学的検査その他の許された範囲内の検査を行なうことができると思うのですが、そういう場合に、この検査技師の行なった

指導監督のもとにある場合には、たゞ、他の検査技師をどの方式で検査するかの決定並びに検査の結果に基き当該患者の疾病の有無または病名の決定などは、医師の責任に専属いたします。

○衆議院議員(八田貞義君)

お答えを願いたいんですが、私の伺いたいことは、一般の人が町の衛生検査技師というのものに、医者を介しないでお願いができるんですかできないんでですかということを伺つておる。

○衆議院議員(八田貞義君) この点が……ものによるわけなんですが、できることを考えおります。ものによってで

す。

○田村文吉君 できるとなると、先刻

こにあるんで、できるとするならば、どの医者の監督を受けるのかと、その場合には、検査技師の勝手に、自由に選んだ医者の指揮監督を受けなきやならぬのかどうか。あるいはまた、患者の方から特に指定があつたら、それを受けなきやならぬのか。そういう点をはつきり一つ。

○衆議院議員(八田貞義君) 衛生検査技師の名称を用いてやる場合には、医者の指導監督のもとになければなりませんし、医師を通してその検査を依頼するという格好になると思います。

○田村文吉君 また話がもとへ戻つまでもうですが、そこをはつきりしておいてもらわんと困る。要するに、医者を介しないで、直接衛生検査といふものが技師のところへ行つてできるのかできないのか。医者を介しないでできるのかできないのか。それを一つはつきりしてもらわんと、話がいつまでもから回りで……。

○衆議院議員(八田貞義君) 医者を介しての検査でござります。

○山下義信君 そういうことは法律に書いてない。医者を介しなければ衛生検査技師に検査の依頼をしてならないということは書いてない。これは、依頼をすることは自由であるが、衛生検査技師が仕事をするについては、医師の指導監督を受けるよといふのであって、依頼をすることは、何も医師に関係ないじやないです。法律にはそういう規定ない。どうしてそういうことと言われますか。

○衆議院議員(八田貞義君) どうも答弁がしどろもどろになつて参りまして懇縮ですが、衛生検査技師という名称は、医師の指導監督のもとにやられる

仕事に対しても衛生検査技師という名称を用いてるわけでございます。

○田村文吉君 それはわかるんです。わかるんだが、一休町の人は、医師の手を通じないで検査をお願いができる

んですかという質問なんです。それを一つ。

○木島虎藏君 こういうことじゃないですか。一般的の民衆は、検査を頼むときにはお医者さんに頼んで、お医者さんが検査技師のところにやるのか、あるいは直接、まあわれわれがその検査技師のところに、どうぞお願ひしますと、こう行けるのかどうかと、こういふことだと思います。どうですか。

○柳原亨君 八田先生に、提案者に、ただいまのことに関連してお尋ねするのですが、いろいろの検査物を依頼する

ことは、医者を通さずしても自由で

あって、医者を通してお尋ねする

んですけど、いろいろの検査物を検査することにおいては、衛生検査

技師という名のもとに検査するときに

おいては何びとかの医師の指導を要す

ると、こういうふうに私はこの法律を

とつておるんですが、その点はいかが

でしよう。

○衆議院議員(八田貞義君) たゞいま

の柳原先生から御指摘になつたよう

な法文として考えておるわけでございま

す。

○勝俣稔君 ちょっと伺いますが、こ

の衛生検査技師という資格をとつたな

らば、業として衛生検査をすることが

できるんですかできないんですか。八

田さんにお聞きします。

○衆議院議員(八田貞義君) やはり第

二条に書いてありますように、医師の

指導監督のもとに衛生検査技師は業を

やるというわけでございます。

○勝俣稔君 現在寄生虫なんかの検査

をやつておる人たちは、これはもう、衛

生技師でないが、やつてもよくて……

それはどうなんですか、それはやつ

ちゃいけませんか。現在やっておるの

がありますね。寄生虫の検査なんかを

団体から、町村から頼まれたり学校か

ら頼まれて、それで、ホルマリンの吸

収による検査などをやつてみて報告し

ておりますが、こういうものは、業と

してはやつちやいけないんですか。衛

生検査技師というものの資格があつた

なら、この人は医者の監督のもとでな

ければいけないし、こういう資格のな

い人は、業として現在やつておる。そ

の業を剥奪するのですか。

○衆議院議員(八田貞義君) 今、勝俣

先生から言われたことですが、この法

案は、名称制限だけなんでございま

して、業務を抑えるというものではござ

いません。ですから、先ほどからの御

質問に對しまして、まとめて申し上げ

ますのに、一般の方が直接衛生検査技

師のところへ行かれるというのは、先

ほど八田先生からお話をありましたよ

うに、糞便の検査とか、尿の検査とい

う場合だろうと思いますが、しかし、

大体山口局長さんとも十分に御納得の

上でのこの案についての御協力になつ

ておるのじやないかと思うのです。從

いまして、答弁は、私は山口局長さん

に一つはつきりと伺いたいのですが、先

刻申し上げました、一般の人が医師

を通せずして検査をお願いするとい

うことは可能なんだと思います。

○政府委員(山口正義君) 先ほど御質

疑ございましたように、それは可能で

ござります。ただその際、仕事をいた

しまします際に医師の指導を受ける、こう

いうわけでござります。

○田村文吉君 その場合の医師の選択

は、検査をする人が自由に選んでよろ

しいのでござりますか。患者の方で特

に指名するというふうにする必要が起

るのですか。

○政府委員(山口正義君) 私どもの解

釈いたしましては、検査する人が選

んでいいと思いますけれども、特に患

者の方から希望があれば、またそれに

従つた方がいいと思います。

○田村文吉君 ただいまの解釈に、発

案者の八田さん御異議ございませんね。

○衆議院議員(八田貞義君) はい。

○藤田藤太郎君 医師の指導監督とい

うものが頭にあるのでしょう、この業

務を行つのに。それでありながら、衛

生検査技師が日々町で営業していくで

すよ。自分が適当に監督する人を引つ

ぱつきてやるという法案は、これ

につきましては、まあ業務制限立法と

いうようなものによって、ある点まで

規制をしていくような段階に立ち至れ

ば、業務制限立法というものを考えな

ければならぬ、こう考へております。

○田村文吉君 ちょっと議事進行につ

いてあれば、八田議員のお話は、

大体山口局長さんとも十分に御納得の

上でのこの案についての御協力になつ

ておるのじやないかと思うのです。從

いまして、答弁は、私は山口局長さん

に一つはつきりと伺いたいのですが、先

刻申し上げました、一般の人が医師

を通せずして検査をお願いするとい

うことは可能なんだと思います。

○政府委員(山口正義君) 私ども考

えますのに、一般の方が直接衛生検査技

師のところへ行かれるというのは、先

ほど八田先生からお話をありましたよ

うに、糞便の検査とか、尿の検査とい

う場合だろうと思いますが、しかし、

大体山口局長さんとも十分に御納得の

上でのこの案についての御協力になつ

ておるのじやないかと思うのです。從

いまして、答弁は、私は山口局長さん

に一つはつきりと伺いたいのですが、先

刻申し上げました、一般の人が医師

を通せずして検査をお願いするとい

うことは可能なんだと思います。

○政府委員(山口正義君) 私ども考

えますのに、一般の方が直接衛生検査技

師のところへ行かれるというのは、先

ほど八田先生からお話をありましたよ

うに、糞便の検査とか、尿の検査とい

う場合だろうと思いますが、しかし、

大体山口局長さんとも十分に御納得の

上でのこの案についての御協力になつ

ておるのじやないかと思うのです。從

いまして、答弁は、私は山口局長さん

に一つはつきりと伺いたいのですが、先

刻申し上げました、一般の人が医師

を通せずして検査をお願いするとい

うことは可能なんだと思います。

○政府委員(山口正義君) 私どもの解

釈いたしましては、検査する人が選んでよろ

しいのでござりますか。患者の方で特

に指名するというふうにする必要が起

るのですか。

○政府委員(山口正義君) 私どもの解

釈いたしましては、検査する人が選んでよろ

しいのでござりますか。患者の方で特

に指名するというふうにする必要が起

通つて、町であろうとどこであろうと、これだけの検査をする能力を持つ、国家試験の要するに及第、これは社会がこの人にそれだけの資格を与えておるわけです。そうでしょう。与えておるのにかかわらず、与えられた者に対して、町であろうとどこであろうと、社会人がそれだけ認めているわけですから、その人の能力というものを見た。それを認めておいて、それで、先ほどの説明を聞くと、頭に医師の指導監督ということが書いてある。町では省略する。この問題については、どこかで指導監督する医者を見つけてこなければこれはできぬというの、これはどうかと思うのですがね。その関連について聞かせて下さい。

○藤田義太郎君　社会的に、衛生技術者といふものを国家試験によつて社会人が認めたならば、本来の法の建前は、私の指導監督という格好まで強めていかどうか疑問を持つております。おられますけれども、指導監督という格好になるなら、これだけ非常に身体生命に関するような微妙な仕事を衛生技師がやるわけですから、單にこの法の形から見れば、私はこう説明があつてしかるべきだと思う。というのは、一定の地域はどの医師が担当して指導監督……店を開くときには、業務をするときには、この地域のときにはどこの医師が監督する、この地域のときにはどこの医師が監督するという社会の秩序といふものがあつてこそ、初めてこの医師の指導監督ということになるのではないか。それを衛生技師そのものが、指導監督といふものがあるから、医者をどこから手引きをしてこなければいかぬというような印象を与えるような法条といふものは私は知らぬので、ちょっと理解に苦しんでおるところなんですね。私は、本來申し上げますと、指導監督といふようなところまでいく必要があるかどうか、私としてはそうは考へていません。考へていなければ、この法の建前からいへば、こういう格好で出すとすれば、私は、社会人が認めたそれだけの能力、それに必要な指導監督という能力が付け加えられるならば、行政といひますか、一般社会人が選んだそういう指導監督といふものが上におらなければ、法律の建前にはならぬのじやないかと私は思ふの

○山下壽信君 今、指導監督のことが問題になつておりますから、関連して伺うのですが、この指導監督の方法等は、これは、政令で規定されるお考えですか。これは、指導監督といふことが全部にかぶさつてあるので、いろいろ問題が出てくる。質疑応答を開いておると、医師の指導監督を必要とする面もあるのでしょうかね、検査の中には。全部に指導監督をかぶせると、いろいろな疑義が生ずる。そこまで厳格にやるということになると、指導監督の方法、またその指導監督を受ける方法という事柄が省令その他でこまかに規定されるのですか、どうですか。つまり、言いかえすれば、これを厳密にやっていくということになると、指導監督を受けておるという立証もしなければならぬ。また、指導監督をする者の監督の責任も生じてくる。ただ、医師が指導監督するといって、検査技師を抑えなければいいというのではなくて、監督する人の責任問題も発生していく。ここにこう書いてあるだけのことで、それは実際に、そんなに一々こまかに、指導監督に反したからどうするとか、その受け方がどうだとかと、いうことを厳重に、また詳細に規定するという考え方ではないでしょう。それから、先ほど山口局長の答弁には、これは医師の診断の資料に重大な関係があるから、それで指導監督をやる、こういうことをやられると、もちろん、み

はたくさんある、たとえば薬剤師なんかいろいろ薬局その他の万般のものが、あって、医師のいやしくも診断の資料に重大な関係があるものは、みな指導監督するということをやつたら、果てがない、これはエックス線技師とか歯科衛生士というものは、これはそれぞれ歯科医師あるいは医師の診療には関係があるから、ともすると、その診療行為に墮するおそれがあるからこそ、それぞれの医師の指導の下に、ということ文句を入れたので、それは何か材料になるから、資料になるから、関係があるからというような、そんなばく然たることで歯科衛生士とかあるいはエックス線技師法に医師の指示とか指導を入れたのではない、それは、ややもすると言葉者が治療にまぎらわしい行為をするおそれが多いから入れた、そういう直ちに診療行為に墮するおそれがないでしよう、衛生検査技師は、ここに指導監督を入れた趣旨というものを、提案者は眞實にして、こうしてございますけれども、一応、こうしただけのことですざいまして、別にそれを嚴重に追及するのではなくございませんといふならば趣旨が通る、これを厳密にするということになれば、これは法律は非常に不備であって、どこかで破綻を生じてくる、つじつまが合わぬということになる。一応こういうことにしてあります、こういう趣旨でその衛生検査技師がやってくれれば、この心持ちでやつて下さるのであれば、医師側としては異議がない、実は、こういうことが腹の中で……、こういう御趣旨じゃないのでしょうか。これ伺つておきたい。

○衆議院議員(八田貞義君) 山下先生
から御指示がございましたが、実は、医師本來の行う業務で、医師が当然行わなければならぬ業務で、衛生検査技師にやつてもらう、こういう格好でございますので、責任は、あくまで医師が負うのだ、診療に重大な関係を持つことでございますので、先生の言われたのと同じような意味の考え方で、「医師の指導監督の下に」という文句を入れておるわけでございます。

○片岡文重君 この第二条ですが、これを見て、私あとから結論的に質問しようと思って、指導監督をまつ先に取り上げたのですが、そこでストップしてしまったんですが、起案者八田先生は、私どもの質問に少し、何といふか、かかり過ぎておると思うのですが、この法案の趣旨とするところは、この衛生検査技師なるものの、町における開業は認めないと、趣旨なんですか、ということは、この第二条を読みますと、衛生検査技師とは、まず「都道府県知事の免許を受け」ることが必要である、それから衛生検査技師の名称を用いるということが必要、「名称を用いて」ですからね、それから「医師の指導監督の下に」あるといふことが必要、それから細菌学的検査その他の令で定める検査を行うことを業とするということが必要なんですね。この四つの条件がそろわなければ、衛生検査技師とはいえない、それから業となんです。そこで「医師の指導監督の下に」という一項目が抜けても、衛生検査技師とはいえない、たとえば、資格をとった御婦人が結婚して奥さんとなつて、も

う検査室には勤めていないということになると、この人は、衛生検査技師とはいえないわけです、この法律からいえれば。さらに、この政令で定めるということがどういうことをいうのかわかりませんけれども、この一部をやらなければ、拒否しても、この人は衛生検査技師とはいえない、さらに、私は衛生検査技師でございますということをみずから言わなければ、この人は衛生検査技師とはいえない、これを読んでおると。ですから「医師の指導監督の下に」、という一項目を除いてしまって、衛生検査技師といふものは成り立たぬというわけです。だから、もし医師か指導監督というその医師が、先ほど来の御質問によつて、その検査技師が自分で自分を監督してくれる者を見つけてくるか、頼みにくる患者さんが見つけてくるか、というようなことは、おそらくないから、この法律をそういうふうにして検討していくと、法案のねらうところは、保健所なり病院なり検査機関なり、この法律案の中で職を奉じて、自分がその従業員となつて納めておる検査技師の名前を認めておるということだけであつて、町における開業は、この法律案では認めておらぬのだと、こういうことにも解釈はできわけですね、現在しかしむるそうであるが、この法律案の上からいふと、認められない、だから将来もこれは認めないので、こういう建前なのが、あるいは将来にわたつても、現在やつておる人ももちろんのこと、将

う検査室には勤めていくことになら

来開業する者はこれは認めていくのだと、こういうことなのか、まず、その点一つはつきりして下さいませんか。

○衆議院議員(八田貞義君) 先ほど前段の御質問のありました現状の衛生研究、現在働いておる衛生研究所とか保健所とか病院、検査室、そういう身分を考えております。現在町の中

にやつておられる少数の人ですが、それはこの法案では考えていないわけなんです。これらに対する規制の問題になりますと、業務制限立法を将来に書いて作らなければならぬ、こういうことになつてくると考へております。

○片岡文重君 そうすると、この法律案の上では、業務禁止の規定はないけれども、この第二条によつて、実際は業務禁止をしていくのだ、つまり業務

禁止めといふと、業務制限といいますけれども、少くとも指導監督と

いう社会通念が、もしこの場合、こ

れがどういうことであるかは、午前中か

らしばしば御質問申し上げておりますけれども、その内容については、まだ

明快な御指示がありませんのでわかりませんけれども、少くとも指導監督と

いう社会通念が、もしこの場合、こ

れがどういうことであるならば、相当

でも適用せられるとするならば、相

当なり規制を受けなければならぬわ

けであります。そういう規制を受ける

ようなお医者さんが、自分の現在営業

しておる検査所のはかにあって、自分

がそのお医者さんから指導監督を受けられる、こういう検査所は、これで法

律に違背はしません。けれども、そ

うお医者さんを持たないで、自分の

技量と知識だけで従来検査をやつきておつた者、また将来やつていこうとする者、こういう者は、この法律案か

らいえば、どうしてもここで指導監督

をしてくれるお医者さんを見つけてこ

なればやつていけぬということになつてしまつて、そうしてその衛生検

査技師という名称も与えられないこと

は、全然うつてないでござい

ます。ただこの法律案は、結局、身分

を考えて結局は、現役階における

資質の向上ということが非常に急務であるという考え方から、とりあえず資

かないということになれば、これは重

い格を定め、名称の独占を認めることに

とどめたわけでござります。

○片岡文重君 御趣旨はよくわかりま

す。で、別に反対でもございません

が、ただこの場合に、「医師の指導監督の下」で、しかも、これは嚴重に解釈をされてくると、現に町で開業してお

る者は、医者の直接の指導がなければ、あるいは監督といふことであるかは、午前中か

らしばしば御質問申し上げておりますけれども、その内容については、このいろ

いろな試験を受けることはもちろんで

いたところの人の資質の向上だけを

この法律案を取り上げております。

その先のことは、今のところ考えてお

りません。

○政府委員(山口正義君) 片岡先生御指摘の通りに、「医師の監督指導」がな

ければ、これを業としてやることがで

きないわけございまして、現在、町

で開業しておられる方々が、これ

よつて業として衛生検査技師という名

前を用いてやろうと思ふくなる場

には、特定の医師の指導監督を受ける

ければ、これを業としてやることで

開業しておられる方々が、これ

よつて業として衛生検査技師といふ形を私は考へております。

○藤田藤太郎君 それじゃ一つお聞

いておきますけれども、今の衛生技師は

町で営業している人は、どういう監

督、どういう形になつているのです

か、それを一つ聞かしていただき

い。

○政府委員(山口正義君) 現在のとこ

とは、もちろん医師法違反とか、薬剤師法違反とか、そういうものに触れれば別でござりますけれども、そういう

ことがない限り、検査するということは、別に特段の規制はございません。

○片岡文重君 どうも肝心なところだ

と思うのですが、そことのところがはつきりいたしませんが、少くともこう解

ういう名称を用いて、現在保健所な

り、病院なり、検査課なり、とにかく

そこに勤めておつて、この衛生検査技師の義務にたずさわつてあるものにつ

いては、その直属のあるいは病院の

経営者なり、医師の指導監督を受けて

やつている。これは町で開業しているものについては、衛生検査技師といふ

ものについては、衛生検査技師といふ

ものについても、医師の指

導監督を必要とするその医師の指導監

督といふのは、検査技師自身が見つけ

てきてもよろしいし、それから検査を

依頼してくるものが連れてきてもよろ

しいが、とにかく指導監督をしてくれるお医者さんときどき連絡がつくならば、

やがて開業することも将来とも認めてい

るお医者さんさきえ連絡がつくならば、

町で開業することも将来とも認めてい

く、こうすることになるわけですか。

○衆議院議員(福田昌子君) 私どもが

町で開業いたしております衛生検査

院で勤めております点は、ただいま片岡先

生の前段の御趣旨につきましては、全

く同一の意見でござりますが、後段の

町で開業いたしております衛生検査

院で勤めております点は、ただいま

技術の方につきましての職能の範囲、

これに対する監督、これに対する権限

といふものにつきましては、これは新

しく法律で規定すべき今後の問題であ

るうかと思っております。その法律で

規定いたしますする内容につきましては、

私は、もちろん医師法違反とか、薬剤

師法違反とか、そういうものに触れた

ものが直接医者の監督指導のもとに業務

に携わつておられまするが、かような

業しておる者、並びにこれから開業をする者は、衛生検査技師という名称は用いられないことになつてくるようですが、その通りですか。

○衆議院議員(福田昌子君)

その点にいたります。たゞ、試験をお受けになれば、衛生検査技師という名称を試験に合格した上は、お使いになつてよろしいわけでござりますから、それと、町で開業いたしましたら問題になつてくるかと思います。

○衆議院議員(福田昌子君)

私たちの立法の趣旨としては、先生のただいまの御意見と同じような考え方をいたしておるわけでございますが、現実の問題として考えました場合に、町で開業しておられる衛生検査の業務に携わつておられる人に不利な点がございますので、これは後刻、法律で、先生の御趣旨のよう、制約を設けていきたい、こういう意見でございます。

○片岡文重君

第二条の条件が認められないわけなんですよ。第二条の条件が全部認められてくるならば問題はないのです。問題はないが、医師の指導監督を受けられない場合が出てくるでしょう。その場合に、この条件がどうしても必要だということになるならば、町から検査を依頼する者が来て、受けるといふことです。

○片岡文重君

そういうことです。新しく立法されるまでは、この法律案による限りは、指導監督をしてくれるお医者さんを持たない限り、町の検査業をやつし、せつかく、こういう法律ができると、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督のもとに、そして、これこれ、その他、政令で定める検査を行なうことと業を業とする。この四つの条件が具備しなければ、衛生検査技師とは言えぬわけです。そこで、町で開業しておつて、医師の指導監督を排除するといふことは、国家試験を通過ただけで、試験には合格はしておつても、検査業として行なつておらなければ、これはまだ衛生検査技師とは言えない。それから国家試験を通過ただけで、試験には合格はしておつても、検査業として行なつておらなければ、これは衛生検査技師とは言えぬわけです。ですから、今、先生が御説明のように、一つの条件を欠いておつても、この衛生検査技師という名稱は、この第二条を厳格に解釈する限り、与えられないわけですね。そうすると、現に、今、町で開業し、あるいは将来開業する者は、たとい、これを認めるなり何なり、厚生省としを業とし、あるいは免許を受けておつても、医師の指導監督というものが御用意されないと思います。そこ

は、私は許されないと思います。そこで、もし、本園会で、直ちにあとを追つて、それらの諸君が認められる法律ができるなら別として、さもない限り、与えられないわけですね。

○政府委員(山口正義君)

私ども考えておりましたのは、医師の指導監督を受けることには、起り得ないといふうに見えないと思うのでございます。従いまして、既得権を侵害するというようなことは、起り得ないといふうに見えます。

○政府委員(山口正義君)

これは政令で定めることになつておるのですが、端的に申し上げますと、大學

の課程を卒業いたしました医学士、理学士、歯医学士、歯科医学士、農学士

の受験資格を必要とする学校なども、これはその認定の範囲内に入る

それが常識ではないかと思ひますが、そ

らのお言葉もございましたが、私は、先ほどお答え申し上げましたように、第二条の条件が満たされねば、衛生検査技師として認めて差しつかないと存じます。

○片岡文重君

医師の指導監督のもとに置いておませんが、その県の衛生試験所なり研究所を離れたという場合に、その人が

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所

独立して業として行うというときに、たとえば、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

らの言葉もございましたが、私は、先ほどお答え申し上げましたように、第二条の条件が満たされねば、衛生検査技師として認めて差しつかないと存じます。

○政府委員(山口正義君)

さようですが、この認定の範囲には入りませんか。それは、今の認定の範囲は、学校卒業後、そういうたよりであります。

○山下義信君

因連質問。今の認定の範囲になりますと、多年この仕事をやつておりますと、医師の指導監督を受けることがあります。それは、この医師の指導監督を受けるなりすれば、二条は満足するわけなんです。ところが、それができない場合は、今は、現にやつておるのだから、そのやつておる者が、この医師の指導監督といふことを言えなくなつてくるということになつて行くと、第三条ではなつておますが、この政令の定めるところによる同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を不正に抑制することになりやしませんかということです。それを救済する方法があるのであるのかどうか、その点を

お尋ねの点、取り違えておるかもしれませんが、その前の衛生試験所の所長の——医師である所長の指導監督を

○有馬英二君 関連して。ただいま山下委員が言われたことと同じことなのですが、多年、たとえば大学の研究所で中学を出ただけぐらいの学歴で何年も何年も検査に従事して、それが十年も二十年もたって、非常に優秀な技術を持つた者というのが、大学病院であるとか、あるいは病院の検査室であるとかいうような所では、各地におるわけですね。そういうのは、そのまま認定をするのであるか、あるいは試験を受けなければ衛生検査技術者になれないのか、この点を一つ。

○政府委員(山口正義君) 提案者の先生方の御意見も伺いました上でのお答えでございますが、私どもいたしましては、三条で考えておりますのは、山下先生の御意見もございましたが、先ほどお答え申し上げましたように、政令ではつきりその学校の卒業生であるということを規定したいというふうに考へているわけでございまして、長年その仕事に従事されました方は、やはり試験を受けてその資格をとつていただきたい。そういうふうに考へているわけでございます。十五条に受験資格がございますが、その受験資格をとつておましても、二年間の養成施設を出ていただかなければならないのでございまして、その特例を認めて受験をしていただくというような考え方であります。

○中山福藏君 ちょっとと提案者にお尋ねしておきますが、私は弁護士ですけれども、弁護士あるいは経理士なんかでも、その身分獲得に必要な試験を受けて、まあ一つの地位を獲得しておら

される方はたくさんあります。その場合においては、たとえば弁護士の場合においては、代理人というものだったんですね、もとは……。これは弁護士試験を受けずに一つの資格を与える。経理士もそうですね。それから税理士なんかから、たとえば弁護士の資格のある者は無試験で税理士になることができる。その経過的な恩恵ということを法律は必ず考えておるわけですね。ただいま山口局長の御説明によれば、たとえば年をとつて、いろいろなものが記憶が鈍くなつてから、なかなか試験を受けるということは考え方のなんですね。これは通らぬですよ、おそらく……。しかし、その技術に対しても高度な検査能力を持つていて人がたくさんある。これは、何とかそこに一つの救済規定というものを、社会的に考えても、これは必要じゃないかと思うのですが、そういう点についての御研究はしてあるのでしょうか、ないのではあるのでしょうか。たくさんありますよ、無試験で一つの資格を与えられたということは。そうすると、今、有馬先生もおっしゃったように、多年大学なんかにおって、医者もだれも及ばないような検査の能力を持つておっても、その人は埋もれ木となつてくたばらなくちゃならないというふうな、実に社会政策的に考えても相当考慮しなければならぬいい点が多くあると思うのですが、そういう点については、御考慮になつたことがないのですか、それをちょっとお伺いしておきたい。

を受ける、そういう建前で、法の権威をうながす。この問題は、いわゆる医者の依頼をうながす。この依頼をうながすにあたっては、その後、取扱いの問題につきましては、いろいろと今後検討して参りたいと思うのです。私は自身といたしましても、今御指摘のように、相当長年間検査業務に当られておつて、年令が非常にかさんでございましたが、一応、法の権威の前に試験は受けさせて顶いたく、こういうふうにしたわけでございます。

○中山福藏君 大体、法律というものは、実社会に適合して、人が安心して飯の食えるようにしてやるというのが法律の建前でなくちやならぬ、立法の精神というものは、それを、技巧を弄して、ただ法律の面目さえ備えればいいという法律では、私はそれは死法だと思う、そんなものは。で、ただいま藤田君が御質問になつた点ですが、町に開業しておるところの、いわゆる業として現在やつております衛生技術者が、この法律ができるためにできぬといふことになるということは、これは職業を剝奪するものですね、法律の力によつて。そういうその適正を欠いた法律といふものは、私は社会政策の見地からも、立法の精神からも、これは相当考慮すべき問題だと思うのですよ。だから「指導監督」という問題でも、この文字を分析していくる理由を言へば、二日でも三日でも言えると生検査技師は、いわゆる医者の依頼をうながすべきであるのです。これはあなたの方の考えは、依頼という意味じやないか。たとえば病院におけるところの衛生検査技師は、いわゆる医者の依頼をうながすべきであるのです。

受けて検査する。あるいは町に開業してゐる人も、お医者さんとか本人の依頼を受けて一応検査するという、そういう意味じゃないか、そうしなければ、非常に不適当な言葉になつてきまつたが、どうですか、一つお考へを承りたい。

○衆議院議員(八田寅義君) この試験にたとえば落第した場合に、落ちた場合に、あしたからその仕事がなくなつてしまふというものではございません。試験は何回でも受けられる。こういうことにいたしまして、御趣旨は十分にわかつておりますので、何とか差し処したいと、こう考へておる次第でござります。

○中山福藏君 もう一点最後にお伺いしておきたい。これはお考へは大へんけつこうな、その身分といふものを法制化するということで、けつこうで、私はこれは贅能なのです、この法律案の廃止からいけばですね。でありますけれども、非常に御準備が、大へん失礼ですけれども、私はこれで、お答を聞くなることが、まだそう完全にそしゃくされていないじゃないかという、まさに失礼な申し分ですけれども、考へになることが、まだそう完全にそしゃくされていないじゃないかという、まさに失礼な申し分ですけれども、考へを持つのですが……。それで、一つお尋ねしておきますが、これは歯医師と歯科医師というのが抜けているのは、どういうふうな法律を作られるつもりでありますか。全部を含んでいますか。どうですか、そこは、そこを承りたい。医師といふことになりますと、全部を含んでいますか。どうですか、そこは。

○衆議院議員(八田寅義君) 二条の意

味ですか、三条の意味ですか。
○中山福蔵君 「医師」という言葉
の……。「医師の指導監督」ということ
が書いてありますからね。それをお尋
ねしているわけです。
○衆議院議員(福田昌子君) 御質問二
ついただいたとと思いますので、二つに
ついてお答えさしていただきたいと思
いますが、この経過規定の問題につい
て、深く検討していないのじやないか
という御指摘をいただきましたが、実
は、この点につきましては検討しない
わけでもございませんで、現実の問題
として、十分衛生検査業務に携わって
長い年限を経ておられる人につきまし
ての処置につきましては、いろいろこ
れは検討いたしました。しかし、皆様
方の御意見が一応やはり厚生省でおき
めいただく試験を受けていたく方が
よからうという大勢に傾きまして、試
験を受けさせていただくという規定にいた
しましたわけでございます。試験の内
容、試験の仕方につきましては、これ
は厚生当局で、今後行政措置としてお
考え願えることであろうと考えており
ます。

とジフテリアと同じ時期に実施するところになります。たまたま百日ぜきで済むということが外國でも行われております。わが国におきましても、研究の結果、そういう予防接種液を作ることができるというふうになりましたので、これは、法律そのものの条文の中には現われて参りませんが、実際に実施いたします場合には、百日ぜきとジフテリアと混合して一緒にやりますれば、かえつて従来よりも回数が少くて済むというふうなことになりますので、接種を受けられる方々の便宜も考慮まして、そういうふうな方法をとるべきではないかというふうに考えたわけでございます。

以上が、今回御審議を願つております法律案の大要でございます。

○委員長(阿見根登君) 御質疑のある方はお願いいたします。

○中山福藏君 一つお尋ねしておきたのですが、実は、この前私の友人は十八と二十になる娘を持つておった。それでチフスの予防注射だつたと思いますが、それをやつたために、二人とも一週間の間に、そのままのぼい歯はまだ生きているのですね、注射したあだと、それが二人とも本物になつてしまつて死んだのです。二人とも一週間の間に死にました。これは大阪の市会議長をしておつた沢竹という人の娘さんですが、そこで、予防注射に対する非常な恐怖心を学校の父兄が抱くようになつた。私は、この際お願いしたいのは、予防注射のために、そういう

うふうに本物の病気になつて死亡する人がどれくらいあるものか、もし資料がありましたら、この際、せっかくそういう提案が提出されたのですから、ういう点も一つ検討してみたいと思う考観のですが、一つ委員長にお話を聞いておきます。

いたいと思います。
○中山禪藏君 私は特殊の例を承わります。で、これは製造者も神様でないし、お医者様も神様でないですから、断定をされると、ということはこれは早計じゃないかといふ氣がするんですね。現代の医学の知識程度ではこういうふうになつておるというところに神様ではないから、断定をされると、ということは、しかし、ばい菌も、いわゆる何と申しますか、細菌に抗する力を持つばい菌は相当ふえるわけですね。時の経過とともに、ばい菌の抵抗力といふものはだんだん増してくるということは、これは一般的な常識でございましょう。もうすでに医学の範囲を私は脱しておるを見ておるのであります。そこで、抗生素質とかいろいろなものが薬としてきておるのを用いるのだと思うのですが、だから、特殊の例を私もしきうととして、一慮見せていただきたい、そうして法案についても、もし必要なならば、そういう点も加味しておく必要があるんじゃないかという気がいたしますので、お願ひいたします。

○政府委員(山口正義君) 御注意の点、十分ごもつともだと存じますが、そういう事故のあるために予防接種と一般の方に抱かせるということは、これに對して非常に危惧の念を二度の事件は、これは非常に世間を騒がした重大な事故でございまして、それを契機といたしました関係もござりますが、その後、予防接種に使います。ワクチンの検定、これは国家検定で體重に効力なり、あるいは安全性といふものを、それから難歎がまじっている

のかいないかということとも十分検定して、閑が責任をもつて検定したアフチソーンを、法律で使います予防接種に使用するということにいたしておりましては、いずれ資料として提出いたしたいと思います。

○中山福藏君 最後にもう一つ申しておきたい。

私は、森永ミルクの問題を見て、いかに官憲監督あるいは検査所というものがルーズなものであるかということを感じたのです。軍役は全部あのときは刑事訴追を免れた。しかし、下端の教師とか直接の人が三、四人訴追された。で、世の中が、現在の社会組織が、そういうようにできているのですね、会社組織なんかが。だから、万々ういうことが起りましても上の者ははりりをかいて逃げる。だから責任の所在というものがそこぶる不明確なんですね。だから、厳重検査したとおしゃっても、そういう六十名も中毒者が出るというような、本病人が出るというようなことはあり得なのです。だから、検査の方法というものを十分一つ注意していただきぬと、十八、九に育てた、二人の娘しかない沢竹市会議長が、そのためにつかり病人みたいになつた。あの現状を私は見たものですから、これは特に私は検査の方も十分厚生省として身を入れて監督していただきたく、こういうことをお願ひいたします。

○勝俣君 このジフテリアと百日ぜきの混合ワクチンでございますが、これは一緒にやつても拮抗性のような作用がある

用はないのですございますか。あるいは、反応について何か加わるようなことはないのですござりますか。

○政府委員(山口正義君) 混合ワクチンについての第一点のお尋ねでございますが、これは両方ませてやりましても拮抗作用はなくて、むしろ相互に助け合うというような作用がありまして、免疫の上り方が強いというデータが出ております。

それからもう一つ、副作用の点でござりますが、ジフテリアの予防接種液は、御承知のようにほとんど反応がないのでござりますが、百日ぜきの予防接種液を接種いたします場合には、局所的な発疹あるいは全身的な軽い発熱がございます。これを両者ませましたために特に増強するというようなことはございませんで、その点は、事前に私どもも十分注意して、いろいろ実際接種をしてやつて比較をいたしましたのでございますが、もちろん混合してやります場合には、ジフテリア單味でありますよりは反応が強いことと思ひますが、しかし百日ぜきと比較いたしますと、ほとんど有効素がない。実際に実施するのに支障がないというふうな結果が出ておるわけでござります。

するということになつております。

○勝俣君 そうやつて下されば——

私も知らなかつたのですが、そうやつて下されば、あの厳格なる検定をなさつて、それで注射する、その液だけそのものを注射なさるのだから、そういう間違いはないのじやないか。もし

別々に検定をして混合するような場合があつたならばと思いまして、その危険をちょっと心配したもので、御質問申し上げた次第であります。

○有馬英二君 ワクチンは、どこの製造ですかということを伺いたい。

○政府委員(山口正義君) これは現在細菌製剤の製造は、各所で行われておりますが、民間の細菌製剤製造業者が製造いたしましたものを、國家検定いたしました。現在特にどこというふうに限定はいたしておりません。

○有馬英二君 要するに、どれくらいの種類と申しましようか、製造所がどちらくらいありますか。

○政府委員(山口正義君) 大体私どもの承知いたしておりますのは、七ヵ所ぐらいというふうに承知いたしております。

○有馬英二君 それの製造所の違いによって、ワクチンのききようと申しますようか、免疫の発生の度合いが違うというような成績は出ておりませんか。

○政府委員(山口正義君) 製造場所が変りましたために効力の差があるかないかといふことにつきましては、製造所によりまして、從来今まで調査して見、あるいは実験的に検査して参りましたと、製造所によりました結果によりますと、製造所によりましては、そう差はないように承知いたしております。ただ、まざ方とかいたしております。

○政府委員(山口正義君) 元来結核の予防接種、結核の予防のため作られたものでございますが、これが最近らいにきくといふことが、実験的に、あるいは経験的に立証されてきているのでございます。それは現在予防衛生研究所においてます柳沢博士が、一定の場所において、らいにす

るいろな、従来実験的にやりました際には、明礬トキソイドとか普通のトキソイドとか、いろいろなものを使いまして、一定の基準に合うようにして、市販にいたすことができる、そういうふうに聞いておりません。しかし、これは國家検定の際に効力試験をいたしましたので、一定の基準に合うようにして、市販にいたすことができる、そういうふうに考えております。現在まで、私どもの方で実験的と申しますか、やつて参りましたワクチンは、皆国家で作りまして、あるいは予防衛生研究所において作りましたものを使用いたして参りました。今後は民間で作られますので、それは一定の基準に合うようになりますが、やはりにつきましては、近頃で検定いたして市販いたすことからでございますが、例の結核のBCG細菌ワクチンが一時有毒であり、何とかじやありませんが、このころは非常に結核によろしくのみならず、最近頗るにきく。このらの予防にもきくし、治療にもきくといふような事柄をちょっとと聞いておるのですが、その事実について、簡単に話を願えれば

に感染した人たちに対しても、感染した子供に對して、BCGを接種して、そ

の発病の様子を比較してみましたところが、BCGを接種した者と接種していない者とでは、発病の率が非常に違

うということから、そういうことが考

えられるのでございまして、また、一

般に最近若い人のらしい発病が非常に減つてきておりまして、このらしい発

病の状況を疫学的に調査いたしてみま

すと、BCGを接種した地区において

は、子供のらしい発病が非常に少いと

いうような成績が出てきておりますの

で、結核につきましては感染防止、あ

るいは発病いたしましても軽くて済む

というようなことでBCGが使用され

ておりますが、らいにつきましては、潜伏期間が長い関係もございまして、

BCGが接種いたしましたあとでBCG

を接種いたしましても、発病を防止し得るというような成績が出てきておりま

して、私どもBCGを取り扱い、ま

た、らいの予防あるいは治療といふことと携わっておりますものとしまし

て、このBCGがらいの発病防止にきくということを立証づけるいろいろのデータが出てきていることは、非常に喜ばしい事実であるといふように考

えております。

○委員長(阿見根登君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございません

か。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿見根登君) 御異議ございません

か。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、職業訓練法案(予備審査のための付託は二月二十一日)